

川崎市交通局規程第 1 2 号

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和 4 7 年交通局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条～第 4 条関係）

交通企業職給料表（1）及び交通企業職給料表（2）初任給基準表

試験等		学歴免許等	初任給
試験	川崎市職員（大学卒程度）採用試験		1 級 3 0 号給
	川崎市職員（高校卒程度）採用試験		1 級 1 0 号給
その他		大学卒	1 級 3 0 号給
		短大卒	1 級 1 8 号給
		高校卒	1 級 1 0 号給

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2 （第 2 条～第 4 条関係）

交通企業職給料表（3）初任給基準表

職種	採用年齢	初任給
技能職	1 8 歳以上	1 級 1 0 号給から 1 級 7 2 号給まで

業務職	18歳以上	1級6号給から1級69号給まで
-----	-------	-----------------

別表第6を次のように改める。

別表第6（第6条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	173,500
19	176,800
20	180,100
21	182,900
22	187,300
23	190,700
24	194,000
25	199,500
26	203,100
27	208,300
28	211,500
29	214,800
30	218,000
31	221,200
32	224,400
33	227,600
34	232,400
35	235,600
36	238,800

3 7	2 4 1, 3 0 0
3 8	2 4 3, 2 0 0
3 9	2 4 4, 1 0 0
4 0	2 4 5, 0 0 0
4 1	2 4 5, 9 0 0
4 2	2 4 6, 8 0 0
4 3	2 4 7, 6 0 0
4 4	2 4 8, 4 0 0
4 5	2 4 9, 2 0 0
4 6	2 4 9, 9 0 0
4 7	2 5 0, 6 0 0
4 8	2 5 1, 4 0 0
4 9	2 5 2, 2 0 0
5 0	2 5 2, 9 0 0
5 1	2 5 3, 6 0 0
5 2	2 5 4, 0 0 0
5 3	2 5 4, 4 0 0
5 4	2 5 4, 8 0 0
5 5 歳以上	2 5 5, 2 0 0

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(初任給に関する在職者調整)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職し、
かつ、令和 6 年 8 月 1 日以後に職員となった者については、その者の施行日

における昇給後の号給を、当該号給に 3 号給の範囲内で交通局長の定める号給数を加えて得た号給に調整することができる。

（年齢別最低保障額に関する在職者調整）

- 3 施行日前から引き続き在職する職員で、その者を規程第 13 条第 1 項第 3 号の勤務成績が良好である職員とみなした場合の施行日における昇給後の号給（前項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該昇給及び同項の規定による調整後の号給。以下同じ。）の額が、その者の施行日における年齢に対応する改正後の規程別表第 6 に定める年齢別最低保障額表に掲げる額を下回る者については、その者の施行日における昇給後の号給を、当該号給に交通局長の定める号給数を加えて得た号給に調整することができる。

（雑則）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は交通局長が別に定める。